

○環境省令第十一号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百四号）第二条第二項の規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十六日

環境大臣 小沢 鋭仁

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和四十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「行なう」を「行う」に、「検定に係る農用地について、おおむね農用地の面積の二・五ヘクタールにつき一点の割合で」を「次に掲げるところにより」に改め、同項に次の各号を加える。

一 検定に係る農用地の面積のおおむね二・五ヘクタールにつき一箇所割合で、試料を採取するほ場を

選定すること。

二 前号の規定により選定されたほ場の中央地点及び当該ほ場内のその他の四地点に生育している稲を採取し、並びにこれらの五地点において地表からおおむね十五センチメートルまでの土壌を採取すること。

三 前号の規定により採取された稲に付着している土壌等を除去し、当該稲を風乾した後、まとめて脱穀及びもみすりをして得た米を精選すること。

四 第二号の規定により採取された土壌を風乾した後、非金属製の二ミリメートルの目のふるいを通過させて得た土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

第一条第二項及び第三項を削る。

第二条及び第三条中「行ない」を「行い」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。